

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

栃木県

2 地域再生計画の名称

栃木県経済新生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成１６年度から１８年度

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 本県の地域特性

首都圏に近接する恵まれた立地条件

本県は、東京から６０～１６０kmに位置し、首都圏の一翼を担っており、東北縦貫自動車道、東北新幹線等が県を南北に貫き、東北・北海道に向かう北東国土軸上に位置している。

また、現在、群馬県から県南部、県央部を経由して茨城県へ抜ける北関東自動車道の整備が進められており、今後、全線が開通することによって、常陸那珂港をはじめ北関東各地や長野・新潟方面へのアクセスが向上することから、北関東における広域的な物流拠点としての役割が期待されている。

広大な県土と豊かな自然

本県は、関東地方で最大の面積を有し、比較的平坦な地形とも相まって、生活や産業活動の場としての土地資源に恵まれており、我が国有数の内陸型工業生産基地として、また首都圏の食糧生産基地として大きな役割を果たしながら発展してきた。

また、県内には、世界に誇る日光国立公園のほか、豊かな地域特性を有する８つの県立自然公園があり、首都圏近郊では大変貴重になりつつある美しい自然が残されている。

(2) 本県経済の現状と課題

現状

本県は、昭和３０年代後半から積極的な工業化政策を進めた結果、我が国の高度経済成長を支える工業生産基地として、国内有数の工業県に成長し、平成１４年の製造品出荷額等は全国第１１位となっている。

本県は内陸に位置するものの、豊富な土地資源と勤勉で優秀な労働力を背景に、輸送用機械や電機機械、一般機械などの加工組立型の業種を中心に多くの工場が立地しており、昭和５０年頃からは、先端的な技術や研究開発機能を有する企業の進出も目立ってきている。

また、全国的にも高い水準にある工業や農業に加え、全国中位に位置づけられる商業・観光サービス業などの第３次産業についても、時代の変化に対応しながら着実な成長を遂げてきており、その結果、平成１３年度の一人あたりの県民所得は全国第６位となるなど、全国有数の所得水準を誇る豊かな県となっている。

本県経済を取り巻く環境の変化と課題

本県は、首都圏に位置する地理的優位性を活かし、積極的な産業誘致政策を進めてきた結果、全国的にも有数の集積を誇る“ものづくり県”に発展してきた。

しかし、経済のグローバル化に伴う生産拠点の海外移転や、産業構造の成熟化に伴う製造・研究拠点の再編等により、本県における企業立地件数は減少傾向にあり、また、開業率と廃業率の逆転により、県内における事業所数も減少している。

さらに、国内外の地域間・企業間競争が激しさを増す中で、コスト削減や技術力向上への対応から、従来の下請構造に基づく系列取引を超えた新たな企業間取引や業務提携が行われるようになっており、中小企業を取り巻く環境は、より一層厳しさを増している。

一方、これまで本県は、恵まれた自然環境と十分な商業集積を併せ持つ快適な生活都市として、さらには、国際観光地・日光をはじめ豊富な観光資源を有する全国有数の観光地として、バランスのとれた発展を遂げてきた。

しかしながら、モータリゼーションの進展や多様化する消費者ニーズへの対応の立ち遅れは、中心市街地の空洞化を引き起こし、長引く景気の低迷と観光客のニーズの変化は観光地に暗い影を落としている。

このような状況の下で、昨年１１月末、本県の中核的金融機関である足利銀行が、預金保険法第１０２条第１項第３号の適用を受け、一時国有化されることとなった。バブル崩壊後、本県経済がようやく元気を取り戻しつつあった時期であっただけに、県内経済へのインパクトは非常に大きく、本県経済の長期的な停滞が懸念されている。そのため、この足利銀行の一時国有化に伴う県内経済への影響をいかにして最小限に食い止め、本県経済の持続的な発展につなげていくかが、喫緊の課題となっている。

(3) 計画策定の意義

足利銀行は、栃木県内における預金残高の約４０％、貸出金残高の約５０％、特に県内中小企業向け貸出については約６０％にも達するシェアを占めるとともに、県をはじめ県内全市町村の指定金融機関となるなど、地域経済のみならず、県民生活に密接不可分な中核的金融機関としての役割を果たしてきた。

今回の一時国有化措置を受け、今後、足利銀行においては、新経営基本方針に基づき経営の健全化に向けた取組が強化されることとなるが、不良債権処理のスケジュールや県内中小企業に対する債権の取扱い如何によっては、特に経営基盤の脆弱な中小企業に対する資金供給が停滞する恐れがあるほか、企業倒産や雇用調整等の頻発により、県内の雇用情勢にも多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

本県では、昨年１２月以降、市町村、商工団体、政府系金融機関及び民間金融機関等と密接な連携を図り、緊急セーフティネット資金の創設を始めとする制度融資の拡充、相談窓口の開設など積極的な対応策を講じてきた結果、現在までのところ、県内経済に大きな混乱は生じていないが、先行きについては依然として予断を許さない状況にあり、今年は、本県経済にとって正に正念場の１年といえる。

そこで、本県では、足利銀行一時国有化の影響を最小限に食い止めるための施策を迅速かつ効果的に実施するとともに、中長期的な視点も踏まえながら、本県産業の活性化に向けた施策を積極的に展開するため、この「栃木県経済新生計画」を策定するものである。当該計画に基づき、県内経済活性化と雇用の創出を図るための各種施策を全県を挙げて集中的に展開することにより、本県経済の新生の実現を図っていく。

(4) 取組の方向性

この「栃木県経済新生計画」では、地域再生のための支援措置を活用しながら、次の４つの取組目標に向けて、総合的な施策展開を図っていく。

地域金融の円滑化

足利銀行の一時国有化に際しては、県内中小企業に対する資金面でのセーフティネットの構築が最優先課題である。そのため、緊急セーフティネット資金や中小企業再生支援資金等、県制度融資の積極的な活用を図っていくとともに、政府系金融機関、民間金融機関や市町村制度融資と密接な連携を図りながら、今後の県内中小企業の資金需要に対し機動的に対応していく。

中小企業の再生

足利銀行の不良債権処理の進捗に伴い、今後、県内企業の再生に向けた取組が本格化するものと考えられる。そのため、まず、県内中小企業に最も身近な商工会や商工会議所の経営指導員等を積極的に活用し、コンサルティング的な経営支援を通じて、企業再生の取組みがスムーズに行われるよう支援していく。また、㈱産業再生機構や㈱整理回収機構、栃木県中小企業再生支援協議会、日本政策投資銀行、さらには現在、金融機関等が検討を進めている地域企業再生ファンドなど、各支援機関のノウハウや再生手法を最大限に活かし、１社でも多くの企業が確実に再生できるよう、県内における企業再生スキームの充実強化を図っていく。

地域産業の活性化

本県経済を力強い回復軌道に乗せるためには、地域経済の源である中小企業が、

日々の経営革新の取組を通じ、競争力を高めていくことが重要である。

そのため、昨年オープンした「とちぎ産業創造プラザ」(栃木県産業技術センター・とちぎ産業交流センター・(財)栃木県産業振興センターからなる複合施設)を拠点として、新事業の創出、中小企業の技術力向上、産学官連携プロジェクト等に対する支援を強力に推進するとともに、(財)栃木県産業振興センターや商工会・商工会議所等と連携し、県内中小企業の経営革新を積極的に支援していく。

また、地域資源を有効に活用した地域密着型のスモールビジネスは、地域経済の活性化と雇用の確保に有効であることから、経営相談や制度融資など、各ステージに応じた総合的な支援体制を整備し、その振興を図っていく。

さらに、多様化する消費者ニーズへの対応の難しさから苦戦を強いられている観光産業については、地域資源を見直し、それを核として、創意工夫を凝らした魅力あるまちづくりが求められているため、このような視点から新たな観光資源の発掘に取り組んでいる「とちぎ観光交流戦略会議」の検討結果等を活用し、各観光地において地元主体の意欲的なまちづくりの取組が展開されるよう、支援体制を強化していく。

加えて、建設業等、供給過剰感のある分野については、技術や販路、人材等、自社の経営資源を積極的に活用し、事業の再構築や新分野展開を図ることが、経営の安定にとって効果的であるため、各支援機関等との連携のもと、経営革新や事業転換の取組を支援していく。

地域雇用の確保

足利銀行の一時国有化を受けて、県内の雇用情勢の悪化が懸念されるため、今年度については、国の緊急雇用対策により設置した「栃木県緊急地域雇用創出特別基金」を積極的に活用し、県において、より雇用創出効果の高い事業を継続的に実施していく。

また、若者の就業意識の変化や終身雇用制度の崩壊など、雇用を取り巻く環境の変化に対応するため、ハローワークを併設した「とちぎ就職支援センター」を開設し、学生・若年者から中高年者までを対象に職業相談やキャリアカウンセリング、求人情報や企業情報の提供を行うとともに、学生等を対象に職業紹介を実施することにより、厳しい雇用環境下における就職活動を総合的に支援していく。

さらに、職業能力開発の重要性が高まる一方で、若年者のフリーターや無業者が増加傾向にあることから、地域におけるものづくり技能者養成の中核である高等産業技術学校において、職業訓練内容の充実を図るとともに、学校での教育訓練と企業での実習が一体となった「日本版デュアルシステム」事業の導入や「ものづくりフェスタ」の開催等、若年者の職場定着と技能向上、さらには技能尊重気運の醸成に向けた取組を充実強化する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域金融の円滑化

足利銀行における不良債権処理が引き金となって、県内中小企業への資金供給に支障が生じ、信用収縮や企業倒産の多発等の事態を招くことを避けるためには、県制度融資はもとより、政府系金融機関や民間金融機関、市町村制度融資等が緊密な連携の下、十分な資金供給を確保することが重要である。

県では、県内中小企業に対する円滑な資金供給を図る緊急措置として、県制度融資に緊急セーフティネット資金を創設し、年末から年度末における中小企業の資金需要に応えるとともに、平成16年度においては、過去最大の1,317億円の融資枠を確保したところである。

一方、県内における政府系金融機関については、平成15年3月末現在の総融資残高が331,176百万円に達し、県制度融資(76,566百万円)の4倍の融資実績となっており、県内中小企業の資金供給に大きな役割を担っている。しかしながら、足利銀行国有化関係融資のみで比較すると、平成16年3月末現在で、政府系金融機関における金融環境変化対応資金の融資残高が9,576百万円であるのに対し、県制度融資における緊急セーフティネット資金の融資残高は、約4倍の38,030百万円に達している状況である。

今回の計画に盛り込んだ「金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組み」や「政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充」が実施されることにより、今後、県内中小企業にとって政府系金融機関の融資制度の活用がより容易になるものと考えられる。

これらの措置により、担保提供等の余力がない県内中小企業の借入の選択の幅が広がり、多様な資金供給ルートが確保されることから、県内中小企業の経営基盤の安定に大いに寄与するものと考えられる。

(別添資料)

- ・足利銀行一時国有化対応資金の融資状況(平成16年3月末現在)
- ・本県制度融資及び3政府系金融機関の融資残高(平成15年3月末現在)

(2) 中小企業の再生

足利銀行の一時国有化後においても、本県経済が停滞することなく、県民生活の安定が確保されるためには、経営不振に陥っている県内企業が1社でも多く再生を果たしていくことが必要である。

しかしながら、一口に「中小企業の再生」といっても、規模、業種、業態等によって、再生の手法や形態は様々であることから、それぞれの企業に対し、企業再生に関する各機関が有する多様な支援機能が総合的かつ効果的に適用されることが重要である。

今回の計画に盛り込んだ「産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」や「中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備」、

「地域中小企業再生ファンドの組成促進」が実施されることにより、中小企業再生支援協議会を中心に、商工会・商工会議所、産業再生機構、整理回収機構、日本政策投資銀行等の政府系金融機関、地域中小企業再生ファンド等により、本県内における企業再生支援のネットワークが形成されることとなる。

これらのネットワークを最大限に活用し、本県独自の企業再生スキームが構築されることにより、企業再生の取組が活発化し、中小企業再生支援協議会における相談取扱い案件数（130件：H16.5.10現在）や再生計画策定完了案件数（0件：同）が大幅に増加するとともに、企業倒産等に伴う雇用情勢の悪化についても、最小限に食い止められるものと考えられる。

（別添資料）

- ・ 栃木県中小企業再生支援協議会の活動状況（平成16年5月10日現在）
- ・ 栃木県内企業倒産整理状況（平成13年～平成15年）

（3）地域産業の活性化

足利銀行の一時国有化に対する対応策としては、迅速性が求められる「地域金融の円滑化」や「中小企業の再生」の取組に加えて、中・長期的な展望にも立ちながら「地域産業の活性化」に取り組む必要がある。

今後、本県産業の活性化を図るためには、首都圏に位置するという本県の恵まれた立地条件と産業構造の特徴を踏まえ、産学官が連携して新事業の創出や技術の高度化、新製品の開発に取り組む一方で、日光二社一寺に代表される世界的な歴史・文化遺産、那須をはじめとする豊富な自然、さらには日本一の産出額を誇るいちご等の農産物等、地域の資源を最大限に活用した地域産業の振興方策を強化していくことが求められている。

今回の計画に盛り込んだ「『地域再生支援チーム』の設置」や「『一地域一観光』を推進する『ひと』『情報』の充実」等の施策をはじめ、県、市町村、観光協会等が一体となって、地域の観光資源を活かした特色ある観光地づくりに取り組むことにより、平成14年に約5,347万人を記録した県内への観光客入込数は、平成15年以降についても基本的には増加基調で推移し、平成18年には、5,500万人程度にまで増加するものと見込まれる。一方、平成14年が約811万人に止まった観光客宿泊数は、引き続き一定期間減少が続くものの、今後、官民一体の取組により減少傾向に歯止めがかかり、平成18年には平成13年の水準（約856万人）程度まで持ち直すものと見込まれる。

また、「構想策定段階からの総合的な情報提供の実施」や「建設業再生アドバイザーの派遣（平成16年度）」等の施策をはじめ、企業の経営戦略等に関する研修やセミナーの開催、さらには（財）栃木県産業振興センターにおける経営革新に関する指導助言等の施策により、建設業界における経営革新の取組が促進され、中小企業経営革新支援法の承認済み企業数（24件：H16.3.31現在）や新分野展開の実施企業数（5社：H16.1月末までの栃木県中小企業支援センターにおける相談対応分）の大幅な増

加が見込まれる。

（別添資料）

- ・ 栃木県観光客入込数・宿泊数（平成１３年～１４年）
- ・ 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画承認実績〔建設業〕
（平成１１年度～１５年度）

（４）地域雇用の確保

足利銀行の一時国有化による影響のうちで、県民にとって最も切実な問題は、企業倒産や雇用調整による失業等の雇用問題である。

今後、足利銀行の不良債権処理に伴い、企業倒産による失業者の増大や経営不振による雇用調整等により、県内全域において、雇用環境の悪化が懸念されるため、今後とも、栃木労働局やハローワークと密接な連携を図りながら、求人情報の提供をはじめ、職業相談やキャリアカウンセリング等、求職者に対する適切な支援措置の実施が求められている。

今回の計画に盛り込んだ「緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直し」「若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保」「若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加」が実施されることにより、県において緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出が従前よりも容易に行われるとともに、「とちぎ就職支援センター」の開設や高等産業技術学校における日本版デュアルシステムの導入等、若年者の就職や離転職者の再就職に対する支援体制が強化されることとなる。

このことにより、本県の完全失業率（Ｈ１５年：４．９％）は一時的に悪化するものの、平成１８年においては、足利銀行一時国有化前の平成１４年の水準（４．０％）程度まで持ち直すものと考えられる。

（別添資料）

- ・ 緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業分の実施状況
（平成１５年度～１６年度）
- ・ 栃木県の失業率の状況（平成１３年～１５年）

６ 講じようとする支援措置の番号及び名称

- １３００１ 産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携
- １３００２ 金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組
- ２０３００２ 中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備
- ２０６００１ 香港ＳＡＲ旅券、英国ＢＮＯ旅券（香港居住権者）に対する査証免除
- ２０９００１ 緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直し

- 2 0 9 0 0 2 若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携
- 2 0 9 0 0 5 若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加
- 2 1 1 0 0 2 政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充
- 2 1 1 0 1 9 地域中小企業再生ファンドの組成促進
- 2 1 2 0 1 4 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）
- 2 1 2 0 1 5 「地域再生支援チーム」の設置
- 2 1 2 0 1 6 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
- 2 1 2 0 3 4 構想策定段階からの総合的な情報提供の実施
- 2 1 2 0 3 6 建設業再生アドバイザーの派遣
- 2 3 0 0 0 2 国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設
- 2 3 0 0 0 6 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

本県では、上記の支援措置を活用した取組に関連して、今年度、次のような事業を実施していく。

(1) 「地域金融の円滑化」に係る関連事業

中小企業金融の円滑化

- ・ 県制度融資については、足利銀行の一時国有化による影響を受けることが懸念される同行の取引先企業等への金融の円滑化を図るため、平成 15 年 12 月に緊急の措置として創設した「緊急セーフティネット資金」を継続実施するとともに、利用企業の増加が見込まれる中小企業再生支援資金の融資枠を拡大するなど、当初予算で過去最大規模の 1,317 億円の総融資枠を確保した。

(2) 「中小企業の再生」に係る関連事業

経営改善普及事業

- ・ 各商工会議所や商工会に配置された経営指導員が中心となって、小規模事業者が抱える経営面での問題について、コンサルティング的な経営支援を行うとともに、事業の再構築や不採算部門の整理など、いわゆる企業再生の取組が必要な事業者については、栃木県中小企業再生支援協議会等と連携を図りながら、事業再生計画の作成等を支援していく。

(3) 「地域産業の活性化」に係る関連事業

新事業創出のための総合的な支援体制づくり

- ・ （財）栃木県産業振興センターを中核とする各産業支援機関のネットワーク化により、創業から研究開発、商品化等に至る各事業段階に応じたきめ細かな支援策を提供する、総合的な支援体制「とちぎベンチャーサポートプラネット 2 1」のより一層の充実強化を図る。

新技術・新製品開発の支援

- ・ とちぎ産業創造プラザを核とした産学官連携によるコンソーシアム(共同研究体)を創設し、研究開発事業を委託する「とちぎ産業創造プロジェクト21事業」を新たに実施し、産学官の共同研究の芽だしから、発展段階に応じた技術等の支援を行うことにより、多様な研究プロジェクトの創出を目指す。
- ・ 産学官が保有する研究資源を活用し、中小企業等の新技術・新製品の開発を促進するため、「ものづくり技術強化補助事業」を実施するとともに、独自のコア技術や製品を持つ企業を「フロンティア企業」として認証し、PRや重点的な支援を行い、地域の中核となる企業の育成を図る。

技術の高度化支援

- ・ 昨年4月にオープンした栃木県産業技術センターにおいて、最新鋭の試験研究機器や施設の開放、クレイドルラボ(共同研究実験室)の設置、中小企業に職員を派遣する技術デリバリー事業、研究テーマの公募による共同研究、中小企業からの研究員・研修生の受入れ、技術交流会の開催等、中小企業の技術ニーズを踏まえた事業を積極的に展開する。

経営管理能力の向上支援

- ・ 中小企業の経営革新や創業予定者に対する支援、個々の企業の経営資源の充実、経営基盤の強化を推進するためのワンストップ型の支援拠点として、(財)栃木県産業振興センター内に設置した「栃木県中小企業支援センター」や、小規模事業者や創業予定者の気軽な相談窓口として、県内5箇所の商工会議所等に設置した「地域中小企業支援センター」の機能の充実を図る。
- ・ 中小企業の人材育成を図るため、(財)栃木県産業振興センター等が開催する「とちぎ21産業活力創造セミナー」や、小規模事業者の経営の安定を図るため、商工団体が実施する経営指導事業、エキスパートバンク事業(専門家派遣)等に対する助成を行う。

“観光とちぎ”の宣伝強化

- ・ 市町村・観光関連団体等と一体となり、各種広報媒体の活用やイベント等を行う「やすらぎの栃木路」共同宣伝事業を積極的に展開するとともに、本県の魅力ある観光資源を首都圏や隣接県において宣伝するため、地方テレビ局を活用したPR事業を行い、これらの地域からの観光誘客の拡大やリピーターの確保を図る。
- ・ 主要温泉地を擁する6市町村と共同で、関東キー局で放送するテレビCMを制作し、首都圏に向け“とちぎの元気な温泉地”を情報発信する。

地域の特性を活かした観光地づくり

- ・ 15年度に立ち上げた「とちぎ観光交流戦略会議」の成果として提案された新た

な観光資源や広域観光ルート等を網羅した小冊子を作成し、旅行エージェントやマスコミ等に対し広く戦略的に情報発信していく。

- ・ また、会議で提案された成果の旅行商品化を促進するため、旅行エージェントが行う商品企画に係る経費の一部を助成する。

(4) 「地域雇用の確保」に係る関連事業

優れた技能を持つ人材の確保

- ・ 産業構造の変化等に対応した実践的技能者の養成を図るため、高等産業技術学校における職業訓練内容の充実や指導員の高度技術の習得、認定職業能力開発校に対する支援を実施する。

技能尊重気運の醸成

- ・ 「とちぎマイスター制度」を活用し、マイスターの活動を通じて本県の技能水準の向上やものづくりを担う技能者の育成等を図るため、「ものづくり技能セミナー」や「ふれあい技能体験学習」等を実施する。
- ・ 今年度、県央高等産業技術学校を会場に「ものづくりフェスタ 2004」を新たに開催し、技能五輪全国大会出場者の実演など高度な技能に身近にふれる機会を提供することにより、ものづくりの大切さをアピールする。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

(別添) 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果に関する参考データ

(1) 「地域金融の円滑化」に関する参考データ

足利銀行一時国有化対応資金の融資状況(平成16年3月末現在)

種 別	融 資 額 (構 成 比)
本県制度融資「緊急セーフティネット資金」	38,030百万円 (80%)
3 政府系金融機関の「金融環境変化対応資金」	9,576百万円 (20%)
計	47,606百万円 (100%)

本県制度融資及び3 政府系金融機関の融資残高(平成15年3月末現在)

種 別	融 資 残 高 (構 成 比)
本県制度融資	76,566百万円 (19%)
3 政府系金融機関	331,176百万円 (81%)
計	407,742百万円 (100%)

(2) 「中小企業の再生」に関する参考データ

栃木県中小企業再生支援協議会の活動状況(平成16年5月10日現在)

	相談取扱い案件数	内 再生計画策定完了案件数
栃木県中小企業再生支援協議会	130件	0件
全国計	3,585件	137件
全国平均	76.3件	2.9件

栃木県内企業倒産整理状況

	平成13年	平成14年	平成15年
倒産件数	207件	163件	172件
負債総額	24,312百万円	10,254百万円	6,371百万円

(3) 「地域産業の活性化」に関する参考データ

栃木県観光客入込数・宿泊数

	平成13年	平成14年	前年比
観光客入込数	51,488,480人	53,472,850人	103.9%
観光客宿泊数	8,556,170人	8,106,580人	94.7%

中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画承認実績

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
承認件数計	18件	27件	32件	65件	60件
内 建設業者	2件	7件	4件	7件	5件

(4) 「地域雇用の確保」に関する参考データ

緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業分の実施状況

	配 分 額	着手済事業契約額(平成15年度)
平成15年度 ～ 16年度	市町村分 357,500千円	40,909千円 (9件)
	県分 357,500千円	- (-)

栃木県の失業率の状況

平成13年	4.4%
平成14年	4.0%
平成15年	4.9%

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 0 3 0 0 2 中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備

2 当該支援措置を受けようとする者

(株)整理回収機構や栃木県中小企業再生支援協議会から再生支援を受けている栃木県内の
中小企業

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

(株)整理回収機構、栃木県中小企業再生支援協議会及び県内金融機関

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

整理回収機構や中小企業再生支援協議会が策定を支援した「実現可能性が高く抜本的な経営再建計画」に従い、経営の再建が行われている中小企業等については、産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画による取扱いと同様の取扱いを行うことにより、金融機関に対し、中小企業再生支援協議会等の積極的な活用を促し、取引先中小企業の再生に向けた取組にインセンティブを与えるとともに、金融機関の資産内容の改善にも資するものである。

また、支援対象となった中小企業にとっても、その後の資金調達が円滑になるなど、経営環境が改善され、再生の実効性が高まることになる。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 1 産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県、栃木県中小企業再生支援協議会（宇都宮商工会議所）、産業再生機構、整理回収機構、日本政策投資銀行、地域再生ファンドの運営会社（知事が認定したもの）

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から当面の間実施する。

(4) 取組により実現される行為等

足利銀行の一時国有化による本県経済への影響を最小限に抑え、本県経済の活性化を図るためには、経営不振に陥った企業を、早期かつ集中的に再生させていくことが不可欠である。再生対象企業の規模、業種、経営不振の内容等は様々であることから、あらゆる企業再生の手法が活用され、各企業再生支援機関が有する多様な支援機能が、総合的かつ効果的に適用されていく必要がある。

また、各企業再生支援機関がそれぞれの機能を最大限に発揮し、県内企業の再生を効果的に進めていくためには、各支援機関個々の取組では限界があり、支援機関相互の有機的連携が図られることが極めて重要である。

このようなことから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等を構成員として設置した「企業再生支援機関連携推進協議会」を活用するなど、各企業再生支援機関が有機的に連携・協力し、あらゆる再生手法を総合的に活用・駆使することにより、県内企業の再生を円滑かつ強力に推進していく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 1 0 1 9 地域中小企業再生ファンドの組成促進

2 当該支援措置を受けようとする者

民間の投資事業を行う者が業務執行組合員となって、再生に取り組む中小企業に対する投資事業を行うため、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 0 号）及び産業活力再生特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 3 1 号）に基づいて作られる中小企業等投資事業有限責任組合

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

中小企業総合事業団、栃木県内に本店を有する銀行、信用金庫、信用組合等

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成 1 6 年から

(4) 取組により実現される行為等

本県においては、平成 1 5 年 3 月に栃木県中小企業再生支援協議会が設置され、県内中小企業の再生を進める中核的機能を担っている。

平成 1 5 年 1 2 月の足利銀行の一時国有化による本県経済への影響を最小限に抑え、本県経済の活性化を図るため、経営不振に陥った企業を、早期かつ集中的に再生させていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況において、協議会と緊密な連携を図りながら、過剰債務を抱える中小企業等の再生を図る極めて有効な仕組みとして、中小企業総合事業団の再生支援出資事業を活用し、地域金融機関等の関係機関が一丸となり、本県の実情に即した地域企業再生ファンドの早期組成を図ろうとするものである。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 2 金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組

2 当該支援措置を受けようとする者

足利銀行の一時国有化により資金繰りに困難を来している栃木県内の中小企業
(現行の金融環境変化対応資金の融資対象者)

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成 1 6 年度から

(4) 取組により実現される行為等

本県の中核的金融機関である足利銀行が破綻・一時国有化され、これまで本県経済を支えてきた金融システムに大きな変化が生じている。

とりわけ足利銀行がこれまで本県経済において果たしてきた役割は非常に大きなものがあり、実体面のみならず、心理面においても県内経済に大きな影響を与えており、中小企業においては、県が当初想定した以上の新たな資金需要が生まれている。

今後、県内中小企業からの資金需要に添えていくためには、国有化後の足利銀行の中小企業に対する積極的な融資姿勢の堅持はもちろんであるが、他の金融機関による積極的な取組、特に政府系金融機関の果たす役割が大変に重要になる。

そこで、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の 3 政府系金融機関の「金融環境変化対応資金」における担保、保証人の融資条件を緩和し、リスクに見合った金利の上乗せを条件に、原則として「無担保・第三者保証人なし」とすることにより、担保提供等の余力がない県内中小企業の借入の選択の幅を広げ、資金調達の円滑化を図るべく、リスクデータの蓄積・分析を行うものである。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 2 国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

(株)産業再生機構、(株)整理回収機構、中小企業再生支援協議会から再生支援を受けている栃木県内の中小企業

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

国民生活金融公庫

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

地域において企業再生を促進していくためには、再生に取り組む中小企業等に対する産業再生機構、整理回収機構、中小企業再生支援協議会による支援が円滑に行われる必要があるが、大企業と比較した場合、中小企業は、再生に取り組む期間の資金調達が困難な状況にある。

そこで、国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象等を拡充し、産業再生機構、整理回収機構、中小企業再生支援協議会が再生支援中の中小企業に対し、国民生活金融公庫が、当該中小企業に係る金融判断を行った結果、融資可能と判断された場合に、融資を行うことを可能とすることにより、地域における企業の再生を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 1 0 0 2 政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充

2 当該支援措置を受けようとする者

(株)産業再生機構、(株)整理回収機構、中小企業再生支援協議会から再生支援を受けている栃木県内の中小企業

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

地域において企業再生を促進していくためには、再生に取り組む中小企業等に対する産業再生機構、整理回収機構、中小企業再生支援協議会による支援が円滑に行われる必要があるが、大企業と比較した場合、中小企業は、再生に取り組む期間の資金調達が困難な状況にある。

そこで、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の特別貸付の貸付対象等を拡充し、産業再生機構、整理回収機構、中小企業再生支援協議会が再生支援中の中小企業に対し、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫が、当該中小企業に係る金融判断を行った結果、融資可能と判断された場合に、融資を行うことを可能とすることにより、地域における企業の再生を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 6 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県内において開業しようとする者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

国民生活金融公庫

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成 1 6 年度から

(4) 取組により実現される行為等

新たに事業を始めようとする者にとって、多くの場合、担保として提供できる不動産もなく、また、保証人の確保も困難な場合が多い。

国民生活金融公庫が実施している新創業融資制度(新規開業ローンの保証人特例措置)は、創設以来、既に多くの方々に利用されているが、その限度額の拡充を行うことにより、比較的規模の大きな創業についても、本制度を活用できることとなる。

本県では、平成 1 3 年の調査で、開業率 2.7 % に対し廃業率 3.8 % と、開廃業率が逆転しており、今後、本県経済がさらなる発展を遂げていくためには、新たな企業の創出が不可欠である。本制度の拡充により開業条件の整備を行い、国民生活金融公庫の金融判断により、融資可能との判断を得た後に、同公庫の融資を受けることで、より多くの創業を促すものである。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 4 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から当面の間実施する。

(4) 取組により実現される行為等

地域再生計画においては、観光産業を本県の基幹産業の一つと位置づけ、その活性化を目指しているところであるが、具体的な観光振興施策の取組のうち、観光地における観光施設や交通アクセス等の基盤整備のあり方、さらには外国人観光客の誘客促進方策等、事業の推進にあたって関係省庁間の連携を必要とするものについては、各地方支分部局ごとに設置される共通プラットフォームを積極的に活用し、より円滑かつ効果的な事業の執行を図っていく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 5 「地域再生支援チーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から当面の間実施する。

(4) 取組により実現される行為等

地域再生計画においては、観光産業を本県の基幹産業の一つと位置づけ、その活性化を目指しているところであるが、具体的な観光振興施策の取組のうち、観光地における観光施設や交通アクセス等の基盤整備のあり方、さらには外国人観光客の誘客促進方策等、事業の推進にあたって関係省庁間の連携を必要とするものについては、各地方支分部局ごとに設置される地域再生支援チームを積極的に活用し、より円滑かつ効果的な事業の執行を図っていく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 6 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から当面の間実施する。

(4) 取組により実現される行為等

魅力的な観光地づくりの基盤となる人材の育成を図るため、次の事業を実施する。

イ 県は、観光地づくりに意欲的な市町村に対して観光カリスマを派遣し、先進県の事例紹介やノウハウの教示などを通して、住民等の意識の喚起や地域のリーダー的人材の育成を図る。

ロ 平成16年度に国が作成する外国人対応マニュアルを積極的に活用するとともに、
i 案内所職員に対する研修会を開催し、i 案内所職員の資質向上と外国人観光客へのサービスの充実に努める。

観光地づくりや観光客の利便に資する情報を積極的に提供する。

イ 平成16年度に国から情報提供される全国の先進的なボランティアガイドやNPO等の活動情報を活用し、県内の観光ボランティアガイド育成のための研修を実施するとともに、ホームページへの掲載により、ボランティアガイドに係る情報を広く提供していく。

ロ 平成16年度に国から情報提供される地域づくりに豊富なノウハウを持つ人材や地域づくりの先進事例等を参考にしながら、県内各市町村が取り組む地域づくり（観光地づくり）に対する支援策の再構築を図る。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

206001 香港SAR旅券、英国BNO旅券（香港居住権者）に対する査証免除

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県、市町村、日光・宇都宮地域国際観光推進協議会、各観光事業者等

(2) 取組が行われる場所

外客来訪促進地域内の各市町村をはじめとする県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

香港人が90日以内の短期滞在を目的に日本を旅行する場合、ビザ（査証）の取得が不要になったことから、県では、日光・宇都宮地域国際観光推進協議会等を中心に、下記の取組を集中的に実施することにより、香港市場をメインターゲットとした誘客活動を強化していく。

また、香港に配置している駐在員を活用し、本県観光地に係る各種PR活動を実施するとともに、国のビジット・ジャパン・キャンペーンとの効果的な連携を図ることにより、香港からの観光客の誘客促進を目指すものである。

宣伝事業

イ マスコミ（新聞、旅行雑誌、テレビ局等）招請事業の実施 → 消費者へのPR

ロ 旅行エージェント招請事業の実施 → 本県へのツアー造成促進

ハ 宣伝ツールの作成（パンフ、ポスター、CD、ビデオ、ノベルティ等）

ニ 外国語ホームページ情報の充実

受入体制整備事業

イ i 案内所をはじめとする各案内所職員等の資質向上研修の実施

ロ 観光事業者（宿泊施設、観光施設、交通機関等）を対象とした接客研修の実施

ハ 善意通訳者の養成及び地域住民のホスピタリティの醸成

ニ 各施設等における外国語表記の案内表示の充実

ホ 旅行者の形態（団体、個人）に応じた観光マップ、ガイド等の整備

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 4 構想策定段階からの総合的な情報提供の実施

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県、栃木県内の建設業団体

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県、栃木県内の建設業団体

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

県は建設業団体等の関係機関と緊密な連携を図りながら、建設業者による新分野進出や企業連携などの経営革新の取組を支援していく。

県は、「関東地方建設産業再生協議会」や関係機関等から情報収集を行い、建設業団体に対して提供するほか、建設業団体の取組に対して全般的なアドバイスを行う。

建設業団体は、「関東地方建設産業再生協議会」や県、関係機関などから提供される情報を積極的に収集するとともに、講演会の開催や資料の提供等を通じて、収集した情報の普及啓発を図る。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 6 建設業再生アドバイザーの派遣

2 当該支援措置を受けようとする者

経営革新に取り組もうとしている栃木県内の建設業者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県、栃木県内の建設業団体

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

県は建設業団体等の関係機関と緊密な連携を図りながら、建設業者による新分野進出や企業連携などの経営革新の取組を支援していく。

県は、「関東地方建設産業再生協議会」や関係機関等から情報収集を行い、建設業団体に対して提供するほか、建設業団体の取組に対して全般的なアドバイスを行う。

建設業団体は、新分野進出等に取り組もうとする建設業者に能力、条件等の違いがあることから、当該業者に最も適した取組となるよう、地方整備局が確保・養成する専門家である「建設業再生アドバイザー」の派遣を依頼する（平成16年度）など、個別・具体的な相談に応じられる体制を整備する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 0 9 0 0 1 緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者
要件の見直し

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に關与する主体

栃木県

生産量等の減少している県内企業で、次のア又はイに該当するもの

- ア 「常用雇用者数50人未満」かつ「3年前から直近の事業年度まで2年連続で売上高が減少し、かつ直近の事業年度の生産量（額）、販売量（額）等事業活動を示す指標（生産指標）が平成12年度又は3年前に比べて3分の1以上減少している」企業
- イ 「常用雇用者数50人未満」かつ「3年前から直近の事業年度まで2年連続で売上高が減少し、直近の事業年度の生産量（額）、販売量（額）等事業活動を示す指標（生産指標）が平成12年度又は3年前に比べて5分の1以上減少している」企業
- 雇用者及び失業者

(2) 取組が行われる場所

栃木県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度

(4) 取組により実現される行為等

県が地域のニーズを踏まえた公共事業を企画し、これを景気低迷の影響等により生産量、売上高等の減少している中小企業に委託することにより、当該企業の従業員の雇用の維持を図る。

また、併せて、受託企業に一定割合の新規雇用（上記3(1) アが10分の1、イが2分の1）を条件とすることにより、失業者の雇用機会を創出する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

209002 若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関する主体

栃木県、栃木労働局、ハローワーク

(2) 取組が行われる場所

とちぎ就職支援センター

(3) 取組の実施期間

平成16年度から

(4) 取組により実現される行為等

とちぎ就職支援センターを開設し、職業相談員やキャリアカウンセラーを配置することにより、職業教育や職業相談、求人情報や企業情報の提供、さらにはビジネスマナー講習会の開催や県内企業OB等に係る人材情報の収集提供等、求職者の適性や能力にあったオーダーメイドの就職支援サービスをきめ細かに実施していく。

また、若年者の就職活動をワンストップで総合的に支援するため、国から「若年者地域連携事業」の委託を受けて、高校生等若年者の職業意識の醸成を図る各種事業を実施するとともに、同センターに併設されたハローワーク（栃木学生職業相談室）において、若年者に対する職業紹介を実施する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 0 9 0 0 5 若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加

2 当該支援措置を受けようとする者

栃木県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

栃木県

(2) 取組が行われる場所

栃木県立県南高等産業技術学校及び実習先となる企業

(3) 取組の実施期間

平成16年10月1日～17年9月9日

(4) 取組により実現される行為等

訓練科目

金属加工科（日本版デュアルシステム）

目的

卒業後本格的な雇用に至らない若年者を中心に、高等産業技術学校での教育訓練と企業での実習を一体的に実施することにより、若年者を一人前の職業人に育てる。

種別

短期課程 普通職業訓練

利用施設

栃木県立県南高等産業技術学校

対象者

就職を希望する未就職者で、概ね35歳以下の短大・専門学校・高校の中退者又は

卒業者

定員

20名

授業料

無料

委託費

企業研修の受け入れ先に対し、1人1月あたり24,000円以内を支給する。